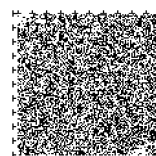
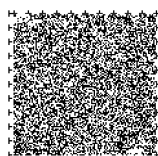
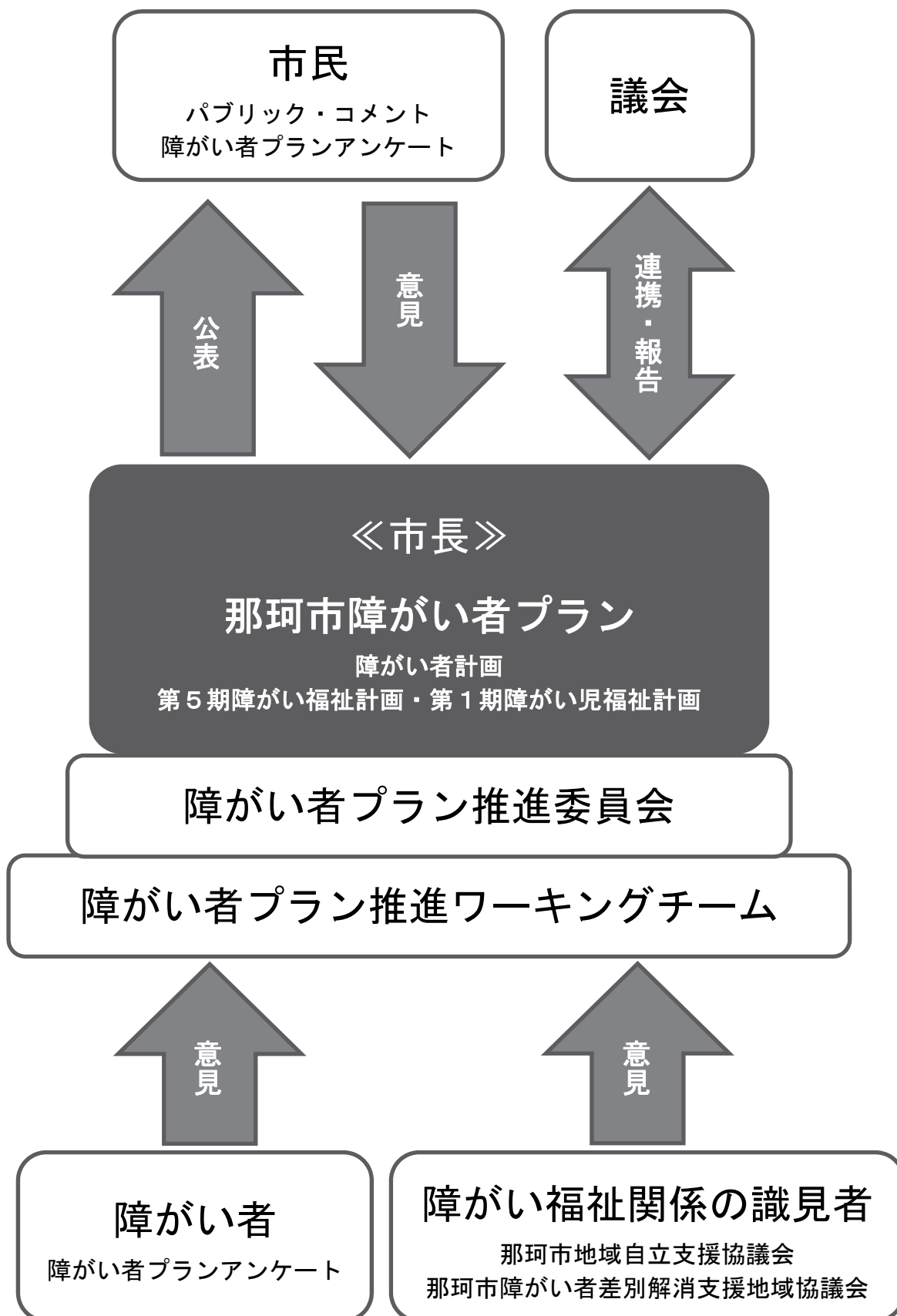


**資料編**

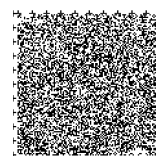


○那珂市障がい者プラン策定体制



## ○計画策定のスケジュール

日程	会議名称等	内容
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン策定について</li> <li>・アンケート調査の実施について</li> </ul>
平成 29 年 7 月 20 日	第 1 回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン策定について</li> <li>・アンケート調査の実施について</li> </ul>
平成 29 年 8 月 25 日 ～ 平成 29 年 9 月 8 日	障がい福祉アンケート実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の現状・意向等の把握</li> </ul>
平成 29 年 8 月 30 日	第 2 回ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点事業の点検・評価</li> </ul>
平成 29 年 9 月 27 日	第 3 回ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の回収状況</li> <li>・重点事業の点検・評価</li> </ul>
平成 29 年 10 月 16 日	第 4 回ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の集計結果</li> <li>・重点事業の点検・評価</li> <li>・施策の調査・研究・検討</li> <li>・計画案の作成・検討</li> </ul>
平成 29 年 10 月 26 日	第 2 回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の集計結果</li> <li>・重点事業の点検・評価</li> <li>・施策の調査・研究・検討</li> <li>・計画案の作成・検討</li> </ul>
平成 29 年 11 月 17 日	第 5 回ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案の検討・確認</li> </ul>
平成 29 年 11 月 22 日	第 3 回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案の確認・協議・承認</li> </ul>
平成 30 年 1 月 11 日 ～ 平成 30 年 1 月 31 日	パブリック・コメント	住民意見の反映
平成 30 年 3 月	障がい者プラン策定完了	障がい者プラン発行



## ○那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき、那珂市障がい者プランを策定し、推進するため、那珂市障がい者プラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する

- (1) 障がい者プランの策定
- (2) 障がい者プランの推進
- (3) 障がい者プランの進捗状況の管理
- (4) 障がい者プランの調整
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係団体代表者
- (4) 市関係職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は6年以内とし、再任を妨げない。ただし、その所属において委嘱又は任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

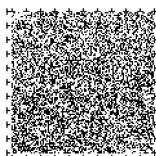
3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置することができる。



(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第65号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年告示第8号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第23号）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第95号）

この要項は、平成23年8月5日から施行する。

附 則（平成25年告示第33号）

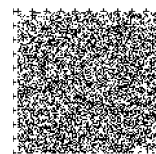
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第34号）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項の規定は、平成29年4月1日から適用する。



## 平成29年度 那珂市障がい者プラン推進委員会名簿

## ○委員

(順不同・敬称略)

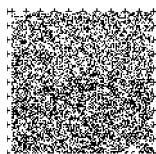
	区分	所 属		氏 名	備考
1	学 識 経 験 者	常陸大宮保健所	健康指導課長	板倉 裕子	
2		常陸太田特別支援学校	教頭	高星 寛咲	
3		那珂医師会	会長	小野瀬 好良	
4		水戸公共職業安定所	就職促進指導官	鈴木 良浩	
5		茨城女子短期大学	保育科教授	安藤 みゆき	
6		茨城大学	非常勤講師	有賀 絵理	○
7		身体障害者相談員		福田 紀子	
8		知的障害者相談員		川又 友美	
9	福 祉 関 係 団 体 代 表 者	民生委員・児童委員	障害者委員会委員長	萩谷 幸江	
10		身体障害者の会	会長	軍司 有通	
11		障がい児者親の会	会長	若谷 則彦	
12		手をつなぐ育成会	会長	上金 英二	
13		ボランティア連絡協議会	会長	舘 祝子	
14		社会福祉協議会	事務局長	大部 公男	
15	市 関 係 職 員	副市長		宮本 俊美	◎
16		教育委員会教育長		大縄 久雄	
17		福祉事務所長		加藤 裕一	

◎委員長、○副委員長

※任期：平成29年4月1日～平成35年3月31日（6年間）

## ○事務局

	所 属	職 名	氏 名	備考
1	社会福祉課	課長	菊池 正明	
2	社会福祉課	課長補佐（総括）	生田目 奈若子	
3	社会福祉課障がい者支援グループ	課長補佐（G長）	秋山 雄一郎	
4	社会福祉課障がい者支援グループ	係長	二方 尚美	
5	社会福祉課障がい者支援グループ	係長	萩野谷 裕子	
6	社会福祉課障がい者支援グループ	精神保健福祉士	川又 ひろ子	



## ○那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項(平成19年那珂市告示第96号)第8条の規定に基づき、那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査及び検討し、那珂市障がい者プラン推進委員会(以下「委員会」という。)へ報告するものとする。

- (1) 障がい者プランの策定
- (2) 障がい者プランの進捗状況
- (3) 障がい者プランの点検・評価
- (4) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に定めるものの中から市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、6年以内とする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ワーキングチームには、互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年告示第22号)

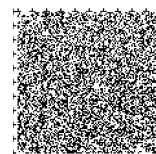
この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第59号)

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年告示第34号)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。



附 則（平成22年告示第8号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年告示第26号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第37号）

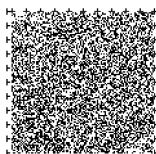
この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第95号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

課名等	グループ名	担当
政策企画課	政策企画グループ	総合計画
防災課	防災グループ	防災
社会福祉課	障がい者支援グループ	全般
こども課	子育て支援グループ	障がい児福祉
健康推進課	健康増進グループ、母子保健グループ	保健、障がい児者福祉
商工観光課	商工観光グループ	雇用促進
都市計画課	都市計画グループ、都市整備グループ	都市計画、道路整備
建築課	住宅・営繕グループ	住宅整備
学校教育課	学務・施設グループ	障がい児教育
生涯学習課	社会教育グループ	生涯学習





## 平成29年度障がい者プラン推進ワーキングチーム名簿

## ○委員

(順不同・敬称略)

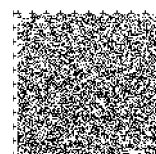
	所 属	グループ名	職名	氏 名	備考
1	政策企画課	政策企画グループ	主幹	北嶋 辰海	
2	防災課	防災グループ	主幹	小泉 洋平	
3	社会福祉課	障がい者支援グループ	係長	萩野谷 裕子	
4	こども課	子育て支援グループ	課長補佐 (G長)	会沢 正志	◎
5	健康推進課	健康増進グループ	係長 (精神保健福祉士)	佐藤 英二	
6	商工観光課	商工観光グループ	係長	植田 剛史	
7	都市計画課	都市整備グループ	課長補佐 (G長)	出野 里米香	
8	建築課	住宅・営繕グループ	係長	赤津 久夫	
9	学校教育課	学務・施設グループ	主事	須藤 真優	
10	生涯学習課	社会教育グループ	主事	小堆 沙織	
11	社会福祉協議会	障がい・介護支援グループ	主査	石井 泰昭	○

◎会長、○副会長

※任期：平成29年4月1日～平成35年3月31日（6年間）

## ○事務局

	所 属	グループ名	職名	氏 名	備考
1	社会福祉課		課長	菊池 正明	
2	社会福祉課		課長補佐 (総括)	生田目 奈若子	
3	社会福祉課	障がい者支援グループ	課長補佐 (G長)	秋山 雄一郎	
4	社会福祉課	障がい者支援グループ	係長	二方 尚美	
5	社会福祉課	障がい者支援グループ	精神保健福祉士	川又 ひろ子	





# 那珂市障がい者プラン

障がい者計画

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

---

発行年月 2018（平成30）年3月  
発 行 那珂市  
編 集 保健福祉部社会福祉課  
所 在 地 〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5  
電 話 029-298-1111（代表）  
印刷製本 社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会  
水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ  
（障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設で印刷しました）

